

低入札価格調査対象工事に係る対策について(試行)

1. 対象

全ての低入札価格調査対象工事(以下、「対象工事」という。)

2. 対策

- (1) 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日18農振第177号農村振興局整備部長名)で示す次の～段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ(2)及び(3)に示す対策を講ずることとする。

施工確認段階

施工体制点検段階

下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階

- (2)(1)に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において北陸農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

(公募型指名競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定(最大3点)を3点マイナスする。

- (3)(1)に示す文書指示の回数が2回に達した場合、北陸農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した北陸農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

- (4) 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、2の(2)と同様の措置を講ずる。

3. 実施上の留意点

上記2.対策の(2)～(4)の対策を試行するに当たっては、入札公告において、当該対策を実施する旨を明記するものとする(別添入札公告記載例参照)。

4. 適用

この通知の対策については、平成18年7月13日以降に入札公告等を行う工事より適用するものとする。

(別添入札公告記載例)

低入札価格調査対象工事に係る対策について

本工事は、北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について(平成18年7月12日付け北陸農政局整備部長名)」に基づき実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。

本工事は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日18農振第177号農村振興局整備部長名)で示す、次のア～ウ段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ以下の及びに示す対策を講ずることとする。

- ア 施工確認段階
- イ 施工体制点検段階
- ウ 下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階

に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において北陸農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

(公募型指名競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定(最大3点)を3点マイナスする。

に示す文書指示の回数が2回に達した場合、北陸農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した北陸農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

本工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、と同様の措置を講ずる。